

村内体育施設使用申請～使用までの流れ

1 使用団体登録

村内体育施設の仮予約を行うためには、様式「村内体育施設使用団体登録申請書」、「村内体育施設使用団体登録名簿」により、事前の団体登録が必要となります。（提出先：生涯学習課）

提出後は、教育委員会から団体登録承認書が発行（郵送）された後、予約が可能となります。

また、団体登録には以下の要件が必要になります。

(1) 社会体育施設及び村民体育館

5名以上の団体であること

(2) 学校体育施設

5名以上の村内在住、もしくは在勤者が所属している団体であること

2 仮予約の方法

(1) 社会体育施設及び村民体育館

使用する2ヶ月前の月内（例えば4月の使用であれば2月中に「西郷村公共施設予約・案内システム（以下、予約システムという）」において仮予約の申請をしてください。

(2) 学校体育施設

使用する2か月前に村民体育館窓口へ仮予約の申請をしてください。仮予約は1団体につき1体育施設最大5件まで。

学校体育施設の仮予約可能時間につきましては、平日は午後7時以降（7時前の時間は仮予約対象外）となりますのでご注意ください。

3 使用団体による利用の調整・抽選、及び本申請

(1) 社会体育施設及び村民体育館

使用する1ヶ月前の1日（例えば4月の使用であれば3月1日）に、予約システムによる自動抽選で仮予約が確定します。その後は、村民体育館窓口にて本申請を行ってください。

(2) 学校体育施設

2か月前に村民体育館窓口へ申請書を提出した後は、使用する1ヶ月前の1日の午後7時から仮予約の重複調整を行いますので、各使用団体の代表者は必ず村民体育館にお集まりください（代理人による出席も可）。この際、出席いただけない団体の予約は取り消される場合がありますのでご注意ください。

また、重複した場合は、使用団体同士による話し合いでの調整を基本としていますが、それで決定しない場合は抽選を行います。決定した仮予約については、

各学校の窓口まで本申請を行ってください。

4 3の手続き（仮予約）後、空いている施設の利用申請について

仮予約後、施設の予約が入っていない日及び時間については、使用する月の前月10日（例：4月使用であれば3月10日）から先着順に予約することができます。

(1) 社会体育施設及び村民体育館

- ・使用する月の前月10日の午前9時から、予約システムにて仮予約をしてください。仮予約後は、村民体育館窓口にて本申請を行ってください。
- ・予約回数に制限はありません。

(2) 学校体育施設

- ・使用する月の前月10日の午前9時から、村民体育館窓口にて仮予約をしてください。予約が確定した後は、学校の窓口へ申請書を提出してください。
- ・各団体と使用希望日が重複した場合や、使用日を譲ってほしい等、調整が必要な場合は、団体間において協議してください。
また、各団体は協議のうえ半面ずつ使用する、使用時間を調整する等、譲り合いトラブルの無いよう使用してください。

5 体育施設の使用・料金の支払い

1～4の手順による予約に沿って、使用・料金をお支払い（前払い）ください。
なお、無断キャンセル等、マナーを守っていただけない団体については、以後の予約を受け付けない場合もありますのでご注意ください。

6 学校体育施設の申請及び利用上の注意点

- (1) 学校体育施設の利用につきましては、学校行事等で使用できない場合がありますので、各学校に使用可能日を問い合わせの上、お申込みください。
- (2) 部活動やスポーツ少年団等の学校の一環として活動している団体は、一般使用よりも優先されますのでご了承ください。
- (3) 学校体育施設は管理人からカギを借りて使用します。使用後は速やかにカギを返却してください。

また、管理人に当月分の利用スケジュールを送付する関係上、利用申請は必ず、利用する月の前月中に各学校へ申請してください。

7 その他

- (1) 村の行事、村の共催・後援事業、各団体による大会等は、各種団体の一般使用よりも優先されますのでご了承ください。
- (2) 団体登録した各団体主催の大会等で村内体育施設を使用する場合は、日時等が確定した時点で（3か月以上前までに）村民体育館窓口へご相談ください。